

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 8 月 29 日 (金曜日)

定期 第 642 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次

ページ

○規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務・人事課)	703
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則 (総務・人事課)	703
神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則 (警察・交通規制課)	703

○告示

県議会定例会の招集 (政策・総務室)	704
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)	704
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (県土整備・砂防課)	705

○入札公告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (4 件) (会計・調達課)	706
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察・会計課)	714

規 則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第85号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (令和 7 年神奈川県条例第55号) 附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 7 年10月 1 日とする。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第86号

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則 (昭和31年神奈川県規則第64号) の一部を次のように改正する。

第35条第 1 項の表中「神奈川県大和綾瀬地域児童相談所藤沢市亀井野3, 119番地」を

「神奈川県綾瀬児童相談所綾瀬市深谷中 4 丁 2 番 1 号」に改め、同条第 2 項の表神奈川県大和綾

瀬地域児童相談所の項中「神奈川県大和綾瀬地域児童相談所」を「神奈川県綾瀬児童相談所」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 道 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇四五) 二一〇一一一一

神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第87号

**神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として
規則で定めるものを定める規則の一部を改正する規則**

神奈川県道路交通法関係手数料条例第 4 条第 3 号の特に免除の必要があると認められる者として規則で定めるものを定める規則（平成20年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第 2 項の共同募金会」を「次のいずれかに該当する法人」に改め、同号に次のように加える。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 日本赤十字社

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本則第 2 号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可又は許可証の再交付の申請について適用し、同日前にされた許可又は許可証の再交付の申請については、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第431号

令和 7 年 9 月 8 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 7 年 8 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第432号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和 7 年 8 月30日から施行する。

令和 7 年 8 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) - 1 - ベンゾイル - N , N - ジエチル - 6 - メチル - 9 , 1 0 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類（通称名 1 B z - L S D）
- (2) 化学名 t e r t - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール - 1 - カルボキシレート及びその塩類（通称名 N B o c - DMT、NB - DMT）
- (3) 化学名 (4 S , 5 S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4 R , 5 R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン及びそれらの塩類（通称名 4 F - 4 - MAR、4 - f l u o r o - 4 - M e t h

y l a m i n o r e x、p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x、4 F - M A R、
4 - F P O)

2 指定の理由

1 の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第433号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 7 年 8 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

本牧大里町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 7 号までを順次結んだ線及び標柱第 7 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横浜市中区本牧大里町151番 3
第 2 号	同 155番12
第 3 号	同
第 4 号	同 本牧三之谷148番
第 5 号	同 本牧大里町149番
第 6 号	同
第 7 号	同 151番 3

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第434号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 7 年 8 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

上中里地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 6 号までを順次結んだ線及び標柱第 6 号と第 1 号を結んだ線に